

令和8年度石岡市防災士資格取得補助金交付要綱

(令和8年3月31日石岡市告示第280号)

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の防災意識の高揚及び防災力の向上を図り、地域における防災力の向上の担い手となる人材を育成するため、防災士の資格取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年規則第57号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。
- (2) 防災士研修センター等 日本防災士機構が認定した研修機関であり、定められた研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を実施する機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 地域における防災の担い手として防災活動に積極的に参加し、市が行う防災に関する施策に協力する意思のある者
- (3) 防災士の資格の取得に係る他の補助金及び助成金等を受けていない者
- (4) 防災士の資格を取得した旨の情報を自治会、自主防災組織等へ提供することについて同意する者
- (5) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士研修センター等が実施する講座の受講料
- (2) 日本防災士機構が発行する防災士教本の代金

(3) 防災士資格取得試験受験料

(4) 防災士認証登録料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1人につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、防災士資格取得補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防災士認証状又は防災士証（両面）の写し

(2) 補助対象経費に係る領収書又は受領書等支払を証明するものの写し

2 申請の期限は、申請者が防災士認証登録を受けた日から起算して30日以内又は登録を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、防災士資格取得補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないと思われるときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付確定者」という。）は、防災士資格取得補助金交付請求書（様式第3号）に、防災士資格取得補助金交付決定通知書兼確定通知書の写しを添えて、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付確定額の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。

(3) 市長が特に必要あると認めるとき。

2 第7条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、防災士資格取得補助金返納・返還命令通知書（様式第4号）により、期限を定めて、その返納又は返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第10条 市長は、補助金の交付の決定の取り消しをする場合は、当該交付確定者に対してその理由を示すものとする。

（責務）

第11条 補助金の交付を受けた防災士は、地域防災の担い手として行政区等の活動に積極的に参加するとともに、市が実施する防災に関する事業に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（令和7年度石岡市防災士資格取得補助金交付要綱の廃止）

2 令和7年度石岡市防災士資格取得補助金交付要綱（令和7年3月28日石岡市告示第221号）は、廃止する。

石岡市長 宛

防災士資格取得補助金交付申請書兼実績報告書

令和 8 年度石岡市防災士資格取得補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により，補助金の交付を受けたいので，次のとおり関係書類を添えて，申請します。

また，当該補助金の交付決定のため，住民記録，市税等の納付状況等について調査すること，住所，氏名，連絡先及び防災士の資格を有する旨の情報について，行政区等に提供することに同意します。

申請者	住 所					
	ふりがな		電話番号			
	氏 名		生年月日	年	月	日
認証登録を受けた日	年 月 日					
防災士資格取得に要した費用	講座の受講料	防災士教本の代金	防災士資格取得試験受験料	防災士認証登録料	合計	
	円	円	円	円	円	
申請額（請求額）	円 ※申請上限額は 30,000 円					
誓 約 書						
私は，石岡市民の安全確保のため，防災士の知識を生かし，地域における防災の担い手として活動し，市が行う防災に関する施策に協力することを誓います。						
年 月 日						
氏 名						

【添付書類】

- (1) 防災士認証状又は防災士証（両面）の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書又は受領書等支払を証明するものの写し

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

防災士資格取得補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請があった補助金の交付については、令和8年度石岡市
防災士資格取得補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定及び確定しましたの
で通知します。

記

- | | | |
|---------|----|-----|
| 1 決定の区分 | 交付 | 不交付 |
| 2 交付確定額 | | 円 |
| 3 不交付理由 | | |

年 月 日

石岡市長 宛

交付確定者 住 所
氏 名

防災士資格取得補助金交付請求書

年 月 日付けで交付確定通知があった補助金について、令和8年度石岡市防災士資格所得補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 請求額の内容

補助金の名称	
交付確定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金確定額	

※ 防災士資格取得補助金交付決定通知兼確定通知書の写しを添付すること。

3 振込先

振込する口座	銀行・信金・信組・農協 支店・支所
	当座・普通 口座番号
フリガナ 口座名義	

第 日
年 月 日

様

石岡市長 印

防災士資格取得補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定した補助金について、令和8年度石岡市防災士資格取得補助金交付要綱第9条第3項に規定により、下記のとおり返納又は返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 補助金の内容

交付確定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金確定額	円
返納・返還理由	

5 注意事項

- (1) 交付確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ石岡市補助金等交付規則第10条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第1項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- (2) 石岡市補助金等交付規則第19条第1項の規定による取消しに関し、給付金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までに応じ、当該給付金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- (3) 給付金等の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに、返納又は返還すること。